

わくわくデイサロン 介護予防教室



65歳以上のみなさん
介護予防教室に参加してみませんか？

- ▶ 申込資格 65歳以上で町内に住所があり、要介護認定を受けていない人
- ☎ 福祉課 932-1493 (ダイヤルイン) 932-1151 (内線128)

令和3年度の介護予防教室(わくわくデイサロン)は、 詳細が決まり次第お知らせします。

※ 5月・6月の教室の開催はありません。

自宅でできる健康づくり

外出自粛に伴い、身体活動が減少し、フレイル(心身の活力低下)などが進む恐れがあります。そこで、自宅でも軽い運動ができるようにYouTubeに動画をアップしています。URLは須恵町役場ホームページに掲載していますので、動画を見て、ご自宅で一緒に体を動かしてはいかがでしょうか？

※詳しくは、須恵町役場ホームページをご覧ください。➡



健康増進課からのお知らせ

MR2期が接種できます

- ▶ 対象者 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの人(幼稚園・保育園の年長児に相当する年齢)
- ▶ 期限 令和4年3月31日(木)まで(病院の診療時間内)
- ★ MRとは、麻しん風しん混合ワクチンのことであり、流行や重症化を防ぐためにとても大事な予防接種です。
- ★ 予防接種に行くときは、母子健康手帳・予防接種手帳を持って医療機関に予約をして受診してください。

胃内視鏡検診(胃カメラ)の個別検診が始まります

- ▶ 対象者 **対象者にご注意ください** 50歳以上の偶数年齢の人(年齢基準:令和4年3月31日)
※ 胃内視鏡検診は2年に1度しか受診できません。
- ▶ 申請期間 12月28日(火)まで
※ 実施期間は6月1日(火)～12月31日(金)まで(病院の診療時間内)
- ▶ 町内実施医療機関
 - ・正信会水戸病院健診センター(☎ 935-3799)
 - ・須恵外科胃腸科医院(☎ 936-2355)
 - ・須恵町ゆうろう内科クリニック(☎ 410-2334)
 ※ 町外の実施医療機関については、健康増進課へお問い合わせください。
- ▶ 自己負担金 3千円 ※生活保護世帯の人は無料です。
- ▶ 受診方法 健康増進課で胃内視鏡検診の申請をします。対象者であれば、その場で受診券をお渡しします。ご自身で病院に予約をとり、受診してください。
※受診の際は、健康増進課でお渡しした受診券を必ず持参ください。受診券がないと受診できません。
- ▶ 役場の申請で持ってくるもの
健康保険証などの本人確認ができるもの ※生活保護受給世帯の人は、診療依頼書

☎ 健康増進課 ☎ 687-1530 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線164)

☎…申込先 ☎…問い合わせ先



柏屋南部消防本部

第1回 甲種防火管理
新規講習 受講案内

甲種防火管理の新規講習を実施します。

▼日 時
6月9日(水)～10日(木)
10時～17時(10日は16時まで)
※受付開始は、両日とも9時30分から。

▼場 所 柏屋南部消防組合
消防本部4階研修室
(志免町大字田富1-7-0)

▼定 員 30人(先着順)

▼受講料 5千円
(テキスト代含む)

▼申込方法
次のものを柏屋南部消防組合消防本部予防課指導係へ提出してください。

①講習申込用紙(要押印)
※申込用紙は、柏屋南部消防組合消防本部予防課指導係、柏屋南部消防署、柏屋中部消防署にあります。ホームページからもダウンロードできます。

②受講料(5千円)

③写真1枚(縦3cm、横2.5cm、6か月以内に撮影された正面)

無帽、無背景の上半身像。裏面に氏名を記入。)

④本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカードなどを提示)

⑤修了証などの写真

※講習科目の一部を免除される人のみ(消防設備点検資格者免状取得者、自衛消防業務講習修了者)

▼申込期間
5月17日(月)～6月3日(木)
8時30分～17時
土日を除く

☎ 柏屋南部消防組合消防本部 予防課指導係 ☎ 0335-63809



柏屋警察署

令和3年3月の
身近な犯罪発生件数
4件

- ① 空き巣 1件
- ② 万引き 2件
- ③ 自転車盗 1件

☎ 柏屋警察署 ☎ 939-0110

❗ 万引きは犯罪です！
万引きを しない
させない
見逃さない

❗ 防犯カメラを設置しましょう！

❗ 自転車盗に注意！
自転車は駐輪場に止め、鍵は2つ以上つけましょう。
併せて防犯登録をしましょう。



商工会だより



須恵町商工会

労働保険年度更新のお知らせ

労働保険は、労働者が業務上や通勤途中に災害を被った場合、あるいは失業した場合に保険給付を行う制度です。

農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している事業主は、法定期日(6月1日～7月12日)までに労働保険の申告・納付手続きを行うことになっています。

須恵町商工会では、労働保険の事務委託を受け付けています。申告方法や労働保険料の計算など、詳しくはお問い合わせください。

一時支援金の事前確認は5月31日(月)まで！

令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者向けに、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金が給付されています。(※時短要請

により協力金を受けた(る)人は対象外です。)

須恵町商工会では一時支援金の事前確認を行っております。まずは一時支援金のホームページよりIDを取得し、必要書類をご持参の上、商工会までお越しください。

支援金給付申請までの流れ

- ① アカウントの申請・登録
※一時支援金ホームページ
(https://ichijishiken.go.jp/)
- ② 登録確認機関(税理士、商工会、金融機関など)にて対象事業者事前確認
- ③ 支援金の申請
※①のホームページから申請を行なってください。

【申請受付期限】5月31日(月)まで

☎ 一時支援金事務局

☎ 0120-211-2400
IP電話 03-6629-0479
サポート会場 サンシティ博多2
(福岡市博多区博多駅南1-5-24)



☎ 須恵町商工会

☎ 687-6700

☎…申込先 ☎…問い合わせ先